

平成29年度第3回尼崎市国民健康保険運営協議会議事録

会長 只今から、平成29年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まずは、開催にあたりご報告いたします。本日の出席委員は18名で、尼崎市国民健康保険運営協議会規則第3条の定足数に達しております。なお、本日は、

被保険者代表の 北村委員さん、

療養担当者代表の 橋本委員さん

が、所用のため欠席するとの届けがなされております。

続いて、本日の会議の議事録の署名委員の指名を私から申し上げます。被保険者代表の 山田委員、療養担当代表の杉安委員にお願いしたいと思っておりますので、ご承認願います。

それでは、議事に移ってまいります。本日は、平成30年度の国民健康保険事業について、答申を行いたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。まずはじめに、前回の協議会で提出を求めた資料について、事務局から説明願います。

事務局 国保年金管理担当課長でございます。第2回の協議会の際、徳田委員から3点の資料要求がございました。机上に追加資料1、2、3の資料を用意させていただきましたので、そちらの資料につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。まず、追加資料1でございます。

前回12月27日の協議会の当日に配布させていただきました追加資料の「収入階層別保険料（モデルの保険料率による試算）」の資料で、賦課限度額に達する給与収入額に加え、それに対応する限度額に達する給与所得控除後の所得金額を追加した資料でございます。

例えば、1人世帯の医療分の基礎分賦課限度額に達する給与収入は、限度額54万円では、8,377千円で、その下、それに対応します給与所得控除後の所得額は6,339千円となります。限度額58万円の場合では、賦課限度額に達する給与収入額は、9,023千円となり、賦課限度額に達する給与所得控除後の所得額は、6,920千円と試算いたしております。2人以上の世帯についても、同様でございます。

今回、医療分の限度額を4万円引き上げることで、高所得者世帯へのご負担は増える一方で限度額に達しない、いわゆる中間所得者世帯の負担が下がり、負担の公平性の確保、平準化が図られると見込んでいるものでございます。

次に2つ目の、追加資料2でございます。

「平成29年度阪神間各市の国保料賦課限度額に達する給与収入、総所得」を比較した資料でございます。

平成30年度につきましては、他都市のデータがございませんので、直近の平成29年度と比較いたしております。本市の平成29年度の賦課限度額に達する給与収入

額及び賦課限度額に達する給与所得控除後の所得額と、阪神間各市の平成29年度の賦課限度額に達する給与収入額及び給与所得控除後の所得額を比較試算した資料でございます。資料の左が、(1)賦課限度額に達する給与収入額を比較したもの、右がそれに対応します(2)賦課限度額に達する給与所得控除後の総所得金額を比較したものでございます。ご清覧いただきたいと思います。

3つ目が、追加資料3でございます。

前回、平成30年度の国保制度改革による本市国保料への影響につきまして、試算結果をご説明いたしました。その本市の実態を踏まえた試算の条件に加えまして、4億円の法定外繰入を見込んだ場合、どのようになるのかとご質問がございました。改めて、詳細を示す内容をまとめたものでございます。表のとにつきましましては、前回資料でお配りしたもので、加えまして本市の実態を踏まえた前提条件で、4億円の法定外繰入を行ったとして試算したものをでまとめております。

前回ご説明いたしました。4億円の法定外繰入を行った場合、下から3行目にありますように、1人当たり保険料は、医療分と支援金分で、平均67,707円程度となり、4億円を繰入れない場合と比較すると一番下の段にありますように、4,391円ほど、下がると見込んでおります。

このように、追加資料を作成させていただきましたが、本市といたしましては、前回ご説明させていただきましたとおり、当該繰入金は、平成30年度から国保制度改革に際して、国が約3,400億円の財政支援を実施することにより全国的に解消するよう位置づけられている法定外繰入にあたります。また、当該4億円の法定外繰入を行わなくとも、1人当たり保険料につきましては、国の制度改革の効果が表れ、現行制度の平成29年度よりも下がると見込まれますことから、本市の厳しい財政状況も踏まえまして、4億円の繰入金につきましては、見直すこととしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局の説明は終わりました。只今の資料につきましてご意見・ご質問等があればご発言ください。

委員 資料ありがとうございます。資料2なんですけど、尼崎市は阪神間で一番低い所得から限度額に達する。例えば4人世帯ではだいたい431万円というところで、賦課限度額の引き上げについては、こういった点も考慮していく必要があると思っております。

資料3についてですが、4億円を加味してこれまでどおり法定外繰入れを行った場合ですと、一人当たり約2万円近く今と比べて引き下げになるということなんですけど、前回も言ったわけですけども、もともと尼崎市の国保料は高いですから、やはり安心して生活できるためには、この程度の引き下げが必要なのかなというふうに思います。

以上、資料を見ての感想を述べておきたいと思います。

会長 他に発言はありませんか。今いただいた追加資料1、2、3について特になければ、この質疑はここで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

会長 それでは、前回の協議会以降、委員の皆様には、その後推薦団体等と調整していただいていることと思います。そのあたりで、ご意見・ご質問等があればご発言ください。

委員 確認させていただきたいんですが、今回の条例改正の諮問内容について、政令の規定の内容を条例上そのまま引用するということですから、今回も国が医療分の限度額を54万円から58万円に引き上げると計画していますが、条例改正がこのまま通れば、今後、国の方で賦課限度額が引き上げられた場合でもこの運営協議会は開かれないということによろしいんですね？

事務局 国保年金管理担当課長でございます。政令に準拠するというかたちでございますけれども、諮問、答申というかたちにはなりません。国保運営協議会自体は、例えば予算や決算の内容につきましては、開催を予定しております。諮問というかたちではございませんが、委員の皆さまのご意見を反映させるということも必要になってくるかと思しますので、開催をしないということではございません。

委員 国保運営協議会そのものは開催されるということですが、それはあくまで賦課限度額が引き上がった後の事後報告になるというわけですね？

事務局 国保年金管理担当課長でございます。今までからそうでございますが、国保の賦課限度額の改正につきましては、国が例年12月以降に税制改正大綱の中で、限度額を改正するといった方向性が示されるのが一般的でございます。そういった中で国の政令が1月か2月に改正されるというのが今まででございます。今まで1年遅れになっていた状況でございます。ただ今後そういった国の動きがございましたら、予算に反映させていくということもございしますので、国の情報につきましては、議会への報告はもちろんのこと、適宜機会をとらまえて、国保運営協議会の委員の皆さまにもお知らせすることも検討させていただきたいと思っております。

委員 賦課限度額の引き上げそのものについての審議は無くなる。例えば今回のような資料に基づいた審議というのは無くなるわけですね。尼崎では阪神間で最も低い所得水準から、大体400万円くらいで、限度額に達してしまう。そういう状況をですね、審議そのものをできなくなるというふうに考えたらよろしいのでしょうか？

事務局 国保年金管理担当課長でございます。趣旨が異なるかもしれませんが、資料2で言いますと、これは賦課限度額に達する所得を阪神間比較したものでございますが、限度額を引き上げることで中間所得層の負担軽減が図られるということがございます。限度額を引き上げることで保険料が大きく増えるというわけではなく、保険料全体の中でこういった方にご負担いただくかというかたちでございますので、所謂中間所得

層の負担軽減が図られるという趣旨の改正でございまして、例えば医療分の賦課限度額54万円に達する給与収入は、本市の場合ですと1人世帯で7,186千円、2人世帯で6,834千円となっているかと思えます。これは30年度の保険料での試算ではありませんが、資料1と比較していただきますと、30年度の試算で見ますと、今の7,186千円が8,377千円に、1,191千円ほど限度額に達する収入が高くなります。さらに限度額を58万円に引き上げることで、賦課限度額に達する収入が646千円上がり、9,023千円ほどになると見込んでおります。単純な比較ではありませんが、現行の29年度の阪神間他都市と比較しましても、西宮市で9,610千円ほど、伊丹市8,130千円ほど、宝塚市で8,109千円ほどになっておりますので、賦課限度額を引き上げることで、一定程度遜色のない数字にはなるのかなと思っておりますので、国の改正に遅れることなく改正していくことが必要かと考えております。今回の改正と併せまして、他都市の状況が未確定な平成30年度でございすけれども、将来的には県単位になりまして、同一所得・同一保険料を目指していく中で、平準化が図られるということが考えられます。今回の限度額につきましても、国の改正に遅れることなく改正できるようにということが趣旨でございす。

委員 全体の保険料は同じなので、賦課限度額を引き上げることで中間層が下がるというのは理解できるんです。ただし尼崎の場合は、低所得者層の方が多ということもあると思いますけれども、あまりにも所得の低い方から限度額に達してしまうことが大きな問題であるということが1つと、県下で同一所得・同一保険料になる可能性があるので、今の時期に国の賦課限度額に合わせたいという説明なんですけれど、同一所得・同一保険料になるのはまだいつになるのか未確定な状態でありまして、またそうなった際に対策を講じればいいのかないかなと思いましたので、私は今回のような条例改正は時期尚早と思っておりますので、今回の条例改正の内容は問題があると思っております。

委員 今日の議論もそうなんですけど、例えば尼崎市の賦課限度額を上げたときに、尼崎市が抱える地域課題のようなものがやはり議論されるんです。これは今後広域化していった時に、県にどのように反映していくかということが必要になってくると思うんです。限度額の時に議論になるのは、ある意味予算に関わることで、私は予算審議をしているような感じを受けているんですよ。こういう議論は地域課題を広域化する上でどうするか、尼崎市の所得の低い中で保険料が高過ぎるという課題を抱えているなかで、私は予算の運協ができないのかと。地域で抱えている課題が明らかになるということがあるので、どこかでそういう場は必要なのではないかと。正直言って限度額の引き上げの条例改正を議論したとしても、それは尼崎市民の所得に応じた分配の仕方ですから、理屈でいえば高所得の方は高負担というのはやむを得ないかなという気はしているんです。かといって国の法律が変わるだけでそれでいいというふうにはやってほしくない。やはり地域課題なんかについてちゃんと議論できる場がないと、運協そのものが形骸化していくんじゃないかという懸念があるので、その辺りは可能

なのかということを知りたい。

事務局 国保年金管理担当課長でございます。国保運協が形骸化するのではないかということですが、運営協議会に関しましては、国保事業の運営に関する、所謂重要事項について審議するということになっております。基本的には一部負担金の負担割合ですとか、保険料の賦課の方法、給付内容の変更といったものが重要事項であると言われております。平成30年度以降につきましても、本市の国保運営協議会といたしましては、そういったことも踏まえてこれまで通り、重要事項について審議していただくほか、例えば本市の国保の予算であるとか決算の状況、あるいは全体の動きなどをご報告、ご説明させていただく中で、次年度以降の国保に対する委員の皆さまのご意見をいただく機会はある程度考えていきたいと思っております。時期については委員の皆さまの日程等もございますし、いろんな状況もございますので、今の時点でどうしていくかということ、工夫の余地もあるかとは思いますが、できるだけ機会をとらまえて考えていきたいと思っております。

委員 時期の問題というのは、予算議会があったりだとか色々ありますから、調整が必要だとは思いますが、基本的には予算と決算をそれぞれ1回ずつ、年に最低2回くらいは行うということにしてほしいなという感じなんですけれども、とりあえず要望というかたちにはしておきますが、もし何かあれば答弁していただけるとありがたいです。

事務局 市民サービス部長でございます。今委員がおっしゃったことにつきましては、先ほど課長から申し上げましたように、国保運協は重要事項について審議する場ということになっておりますが、本市の国保の動きでありますとか、限度額の引き上げに関することも含めまして、そういったことについてはできるだけ機会をとらまえてということでございます。そして時期的なものにつきましても、皆さまのご意見をいただきながらさせていただきたいと思っておりますが、回数につきましても1回で済むのか2回になるのか、その辺も含めまして思料させていただきたいと思っております。

会長 先ほどご質問にありました限度額に達している世帯ですが、委員の皆さまはそれぞれ地元でと言いますか所属されているところにご報告等、分かりやすい説明を事前に事務局から私聞いたんですけれども、これを皆さん持ち帰っていただければ今後どうなるのかということを確認に説明もしやすいかと思っておりますので、中釜課長、国保の全体の世帯数に対して、限度額に達する世帯と保険料が下がる世帯と保険料に変更がない世帯の割合をそれぞれ教えていただけないでしょうか？

事務局 国保年金管理担当課長でございます。試算ではございますが、国保の一般世帯が64,000世帯ほどございます。そのうちまず限度額に達する世帯が、現行の賦課限度額54万円の場合ですと1,166世帯、約1.82%の世帯の方が限度額に達すると試算しております。これを限度額を58万円に引き上げた場合ですけれども、999世帯、約1.56%というかたちになります。また、賦課限度額を引き上げますことによって保険料が上昇する世帯が1,081世帯、約1.69%の世帯が保険

料のご負担が上がってしまうかたちになります。一方で、保険料が減少する世帯ですけれども64,000世帯のうち31,252世帯、約48.83%が保険料の減少する世帯であると見込んでおります。また、変化しない世帯ということで31,667世帯、約49%の世帯ですけれども、こちらの世帯は所得割が掛からないというかたちで、98万円以下の収入の階層になりますけれども、そういった方につきましては、ご負担は大きく変わらないということでございます。

会長 今説明していただいた通り約1.6%の世帯は保険料が上がるけれども48%の方は減少して、49%の方はそのままということが分かったかなと思います。

他に何かありますでしょうか？他に発言も無いようですので、それでは、国民健康保険料基礎、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課限度額の条例への規定方法を改正する諮問案について、採決をとりたいと思います。諮問案について、採決をとることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 国民健康保険料基礎、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課限度額の条例への規定方法を、現行の金額を規定する形式から政令の該当条項を引用する形式に改めることについて、賛成の方は、挙手をお願い致します。

賛成多数であります。よって、国民健康保険料基礎、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課限度額の条例への規定方法を、現行の金額を規定する形式から政令の該当条項を引用する形式に改めることに決しました。

それでは、国民健康保険料基礎、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課限度額の条例への規定方法の改正につきまして、今までの討論、説明、審議を踏まえて、本日、これから、副会長と協議のうえ、答申案を作成したいと考えますが、ご異議、ございませんか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは、答申案(並びに付帯意見)を作成する間、今14時03分ですので、14時15分まで暫時休憩いたします。

(休憩)

会長 すみませんお待たせいたしました。それでは、答申案を配付いたします。

(答申案 配付)

会長 それでは、お手元に配付いたしました答申案について、事務局から朗読させます。

事務局 国保年金管理担当課長でございます。1枚おめくりいただきまして、内容について朗読させていただきます。

平成30年1月11日。尼崎市長、稲村和美様。尼崎市国民健康保険運営協議会会長、眞田泰秀。国民健康保険事業について、答申。平成29年12月27日付をもって貴職から諮問のあった事項について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。記。

1、国民健康保険料賦課限度額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正

平成30年4月1日から、国民健康保険料基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の条例への規定方法について、尼崎市国民健康保険条例の一部を改正し、現行の金額を具体的に規定する形式から国民健康保険法施行令の該当条項を引用する形式に改める。

2、理由

保険料賦課限度額を国の基準と同額にすることは、国民健康保険制度改革への対応や被保険者間の保険料負担の公平化のため、必要と考える。

以上でございます。

会長 只今の答申案について、ご意見・ご質問があればご発言いただきますようよろしくお願いたします。

特にありませんでしょうか。ありがとうございます。発言もないようですので、答申案について、採決に入りたいと思います。ご異議、ございませんか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。答申案について、賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数であります。よって、答申案のとおり決定いたしました。それでは、正式な答申書を作成する間、暫時休憩いたします。5分少々お待ちください。

(休憩)

会長 只今から、会議を再開いたします。それでは、私から市長への答申書をお渡しいたします。

(答申書 会長から市長へ)

会長 それでは、ここで稲村市長からあいさつをお願いいたします。

市長 改めまして皆さま新年のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。また、ただいま答申を受領させていただきました。ご審議本当にありがとうございました。今回答申をいただきましたとおり、今後限度額の改正について国の施行令を引用していくこととなりますが、当然広域化の中にあっても尼崎市の特徴であったり、尼崎市の課題が完全に無くなるというわけではございません。そういった現状につきましても皆さまにご報告させていただいて、またご意見をいただきながら、適切な運営に引き続き努めて参りますので、今後とも委員の皆さまには、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

会長 それでは、私からも皆様方に一言お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、精力的にご審議を賜り、本日、無事に市長への答申を行うことができました。これはひとえに皆様方のご協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに、今後の本市国民健康保険事業の円滑な推進に向けて、これまで以上のご厚情とご尽力をお願いできればと願っております。皆様方の今後のご健勝とご活躍を祈念いたします。

てお礼のご挨拶とさせていただきます。

最近特に寒くなっておりますので、皆さま風邪など引かれませんように、健康には留意していただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の協議会は全て終わらせていただきます。長時間有難うございました。

審議の内容と相違ないことを証します。

署名人

印

署名人

印